

平成20年(行ウ)第231号 行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件  
原告 崔 鳳泰ほか9名  
被告 国

準備書面(3)

平成21年2月17日

東京地方裁判所民事第3部A係 御中

被告指定代理人

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 福 | 光 | 洋 | 子 |        |
| 益 | 子 | 浩 | 志 |      |
| 山 | 田 | 重 | 夫 |  (代) |
| 和 | 田 | 幸 | 浩 |  (代) |
| 山 | 本 | 文 | 士 |  (代) |
| 長 | 尾 | 成 | 敏 |  (代) |
| 阿 | 部 | 録 | 明 |  (代) |
| 田 | 留 | 章 | 平 |  (代) |
| 清 | 水 |   | 享 |  (代) |
| 北 | 郷 | 恭 | 子 |  (代) |
| 小 | 川 |   | 伸 |  (代) |
| 武 | 田 | 善 | 憲 |  (代) |

被告は、原告の平成21年1月28日付け求釈明申立書に対し、必要な範囲で釈明する。

なお、略号の標記については、従前の例による。

1 「竹島問題に関する文献資料」(文書137)の記載の体裁について

「竹島問題に関する文献資料のリスト」は、文献資料のタイトルの記載を含むものであり、文献資料のタイトルの記載に続き、「文献資料に記載された内容について概要を説明したもの」が記載されており、タイトルと「文献資料に記載された内容について概要を説明したもの」別になっていない。

2 「竹島問題に関する文献資料」(文書137)の記載内容について

被告準備書面(2)の2(1)(4ないし6ページ)記載のとおり、「竹島問題に関する文献資料」(文書137)に記載された内容は、「竹島問題に関する文献資料」を主な内容とするものであるが、同文書中、竹島問題をめぐる日韓政府間のやり取りについての事実関係が時系列で記載された部分が一部存するものの、文献資料はその時系列とは無関係に記載されている。

3 「竹島問題に関する文献資料のリスト」に掲載されている文献資料の数について

文献資料の数は合計約90点である。

4 「竹島問題に関する文献資料のリスト」の分量等について

「竹島問題に関する文献資料のリスト」は約40ページである(上記1のとおり、タイトルと内容の概要を説明したものを含むページ数である。)

5 「竹島問題に関する文献資料」の作成者について

約90点の文献中、外務省で作成されたと考えられる内部資料は約6割を占め

る。

6 「竹島問題に関する文献資料」中、公刊物の有無について

公刊されている文献資料も存在する。

公刊されている文献資料の記載部分をも不開示としたのは、文書137は、外務省アジア局北東アジア課（当時）内に設置された日韓国交正常化交渉史編纂委員会が内部資料として作成したものであり、同委員会がいかなる文献資料を収集しているかを韓国政府が覚知することにより、竹島問題について日本側がいかなる歴史的視点や法的視点から多角的に分析・検討しているかについて韓国政府に知られる可能性があり、今後、竹島問題をめぐる外交上のやり取りにおける日本の立場に具体的な不利益をもたらす可能性が極めて高いといえるからである。